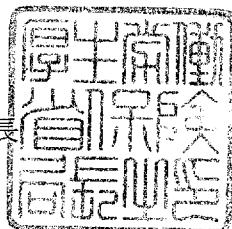


保発第0331020号
平成21年3月31日

地方厚生（支）局長
都道府県知事

殿

厚生労働省保険局長



国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等
の一部を改正する法律等の施行について

「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第110号。以下「改正法」という。）の一部及び「健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第84号。以下「改正省令」という。）については、平成21年4月1日より施行されることとなっているが、これらの改正の主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

1. 健康保険法の一部改正（改正法第21条及び附則第7条関係）

社会保険に密接に関わる事業者等（保険医療機関等及び指定訪問看護事業者）による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定を認めないこととするものである。

具体的には、保険医療機関等の指定の欠格事由に、指定の申請に係る病院等の開設者等が、医療保険又は年金保険の保険料（以下「社会保険料」という。）について、当該申請をした日の前日までに滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納していることを追加すること。

なお、上記の規定は、平成21年4月1日以降に受けた滞納処分について適用するものであり、同年7月1日以降の指定における欠格事由となり得るものであることに



留意すること。

また、厚生労働大臣は、当該指定に関し必要があると認めるときは、当該指定に係る病院等の開設者等の社会保険料の納付状況について、当該社会保険料を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧等を求めることができるものとすること。

なお、当該欠格事由に関する具体的な事務取扱いについては、追って通知するものであること。

2 健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第1条関係）

現在、保険医療機関等の指定に関する厚生労働大臣の権限を地方厚生（支）局長に委任していることを踏まえ、社会保険料を徴収する者に対して必要な書類の閲覧等を求めることができる厚生労働大臣の権限についても、地方厚生（支）局長に委任すること。

3 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正（改正省令第2条関係）

保険医療機関等の指定の欠格事由を追加することに伴い、指定申請書の様式について、所要の改正を行うこと。

2 指定試験機関は、試験を実施したときの、受験者の受検番号、氏名、生年月日、住所及び試験の成績、合格した者の合格証書の番号並びに合格証書を交付する年月日を記載した帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

第六十三条の十三の次に次の二条を加える。
(名称等の変更の届出)

第六十三条の十四 指定試験機関は、第六十三条の五第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨及びこれらの事項を変更しようとする日を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第六十四条の七第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の受検資格は、職業訓練若しくは職業に関する教育訓練の受講の経験又は業務の経験その内容とするものでなければならない。

三 合規基準及び実務試験問題の概要の事前分表に関する事項

四 試験問題の持ち帰り及び試験問題の正答の公表に関する事項

第六十三条の八第二項中「収支決算書」の下に「(会計の監査の結果を記載した書類を含む。)」を加える。

第六十三条の十一の見出しを「試験結果の報告及び帳簿の保存」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定試験機関は、試験を実施したときは、受

二 試験業務以外の業務を行つてゐる場合に供
は、その業務を行うことによつて試験業務が
不公正になるおそれがないこと。
三 インターネットを利用して公衆の閲覧に供
する方法により、技能検定の実施職種、実施
期日、実施場所、技能検定受験申請書の提出
期限その他の技能検定の実施に必要な事項、
試験科目及びその範囲、受験資格並びに試験
の免除の基準を公示することができるること。
第六十三条の六第二項中第五号を第八号とし、
第二号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、第一
号の次に次の三号を加える。

たと認められる技能照査に合格した者
三 当該検定職種に相当する訓練科に関し、短
期課程の普通職業訓練的的確に行われたと認
められる修了時の試験に合格した者で、当該
訓練を修了した者
二以上の指定試験機関が同一の検定職種につ
いて試験業務を行う場合にあつては、当該各指
定試験機関の定める試験の免除の基準は、同一
でなければならない。
附 則
○厚生労働省令第八十二号
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律
(平成四年法律第六十三号)第十五条第一項の規
定を実施するため、介護労働者の雇用管理の改善
等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を
次のように定める。
る。
この省令は、平成二十一年四月一日から施行す
る。
平成二十一年三月三十一日

3 前項の規定によるほか、第一項の試験の免除の基準は、次の各号に掲げるいずれかの者に対し、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することを含むものでなければならない。

一 当該検定職種に相当する他の法令の規定による検定若しくは試験に合格した者、免許を受けた者はこれらと同等であると認められるものに合格した者

二 当該検定職種に相当する普通課程の普通職業訓練又は応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練に係る訓練料に関し、的確に行われたと認められる技能検査に令各の者

二 二以上の指定試験機関が同一の検定職種について試験業務を行う場合にあつては、当該各指定試験機関の定める受験資格は、同一でなければならない。

第六十五条の二 第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の試験の免除の基準は、技能検定の実技試験に合格した者に対し同一の検定職種に係る実技試験の全部又は一部を免除すること及び技能検定の学科試験に合格した者に対し同一の検定職種に係る学科試験の全部又は一部を免除することを含むものでなければならない。

三
（三）法第十七條に規定する業務に係る経理が申請者の行う他の業務に係る経理と区分して整理されていること。

四 法第十七条に規定する業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行ふことによつて同条に規定する義務が不公正になるおそれがないものであること。

附 則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行す
る。
○厚生労働省令第八十四号

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

第二条の次に次の二条を加える。

（指定の基準）

第二条の二 法第十五条第一項第一号に掲げる基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 法第十七条に規定する業務を適正かつ確実に実施するため必要な職員が確保されていてこと。

二 法第十七条に規定する業務を適正かつ確実に実施するため必要な事務所その他の設備が確保されていること。

法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十
正十一年法律第七十号）第一百五条及び保険医療機
関の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七
号）及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医
する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 印添 要一

保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録
権限

保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正（昭和三
二年政令第八十七号）
保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三
二年政令第八十七号）
改正する。

「第36条の1」に改め、同号（表題）中「3年未満者又は4年」を
「第30条の11」に改め、同号（裏面）を次のように
加える。

二　法第五条の三第四号に規定する権限
第二十条の二に次の二項を加える。

4　前項の規定により地方厚生局長に委任された
権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、
地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げ
ない。

附　則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行す
る。

○厚生労働省令第八十三号
栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)
第六条の四の規定に基づき、栄養士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣　舛添　要一

栄養士法施行規則の一部を改正する省令
栄養士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項中「第四号」を「第五号」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号

